

■ 基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・ベンチマークは、マイライフサイクル指数 1970sです。
- ・詳しくは、後記の「本資料で使用している指数について」をご覧ください。
- ・ベンチマークは、設定日前営業日を10,000として指数化しています。

■ 騰落率

	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	-2.1%	1.4%	-0.1%	-0.0%	—	2.4%
ベンチマーク	-2.1%	1.5%	-0.1%	0.1%	—	2.5%

- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
- ・また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
- ・分配金実績がある場合は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

■ 資産構成

	基本 資産配分	比率
国内株式	17.0%	16.9%
先進国株式	20.0%	20.0%
新興国株式	8.0%	7.8%
国内リート	6.0%	6.3%
先進国リート	9.0%	9.1%
国内債券	25.0%	24.0%
先進国債券	7.0%	7.1%
新興国債券	8.0%	7.8%
コールローン他	—	1.0%

- ・各指数の資産クラス別比率の決定は、原則として年1回行います。
- ・比率は純資産総額に対する各マザーファンド受益証券の割合です。

■ 各マザーファンドの騰落率

マザーファンド	主要投資対象	騰落率		
		過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月
TOPIXマザーファンド	国内株式	-3.4%	0.2%	-4.7%
外国株式インデックスマザーファンド	先進国株式	-4.9%	1.2%	-0.3%
新興国株式インデックスマザーファンド	新興国株式	-8.5%	-3.7%	-10.6%
東証REIT指数マザーファンド	国内リート	3.8%	10.0%	14.7%
MUAM G-REITマザーファンド	先進国リート	-0.8%	2.0%	2.4%
日本債券インデックスマザーファンド	国内債券	1.3%	2.1%	3.1%
外国債券インデックスマザーファンド	先進国債券	0.7%	2.3%	2.5%
新興国債券インデックスマザーファンド	新興国債券	-4.8%	1.3%	-2.5%

- ・各期間の騰落率は「eMAXIS マイマネージャー 1970s」の運用期間に応じたものです。

- ・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。
- ・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

■ 基準価額および純資産総額

基準価額(1万口当たり)	10,237円
前月末比	-224円
純資産総額	0.16億円

■ 分配金実績(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第2期	2019/01/28	0円
第1期	2018/01/26	0円
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
設定来累計		0円

- ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■ 当月の基準価額の変動要因(概算)

	寄与度(円)
国内株式	-60
先進国株式	-102
新興国株式	-71
国内リート	24
先進国リート	-8
国内債券	33
先進国債券	5
新興国債券	-40
その他(信託報酬等)	-5
分配金	—
基準価額	-224

- ・基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その正確性、完全性を保証するものではありません。(各資産クラスの変動要因は、投資対象とするマザーファンドの値動き等より算出。)
- ・その他(信託報酬等)には、当ファンドで発生する信託報酬のほか信託財産留保額等の要因が含まれます。

**■組入上位10カ国・地域**

国・地域	比率
1 日本	47.0%
2 アメリカ	22.7%
3 イギリス	1.9%
4 フランス	1.6%
5 ブラジル	1.3%
6 ケイマン諸島	1.3%
7 オーストラリア	1.2%
8 南アフリカ	1.1%
9 ドイツ	1.0%
10 メキシコ	1.0%

**■組入上位10通貨**

通貨	比率
1 日本円	48.2%
2 米ドル	25.3%
3 ユーロ	5.5%
4 香港ドル	2.1%
5 英ポンド	2.0%
6 ブラジルレアル	1.3%
7 豪ドル	1.3%
8 南アフリカランド	1.1%
9 カナダドル	1.1%
10 メキシコペソ	1.0%

・為替予約等を含めた実質的な比率です。

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

■本資料で使用している指数について

◎マイライフサイクル指数は、特定の年代の人に合わせイボットソン・アソシエイツ・ジャパンがeMAXISシリーズの下記のファンドを参照して算出する指数であり、以下の指数の総称です。なお、各指数は想定生まれ年における特定の年齢の統計データを基に、人的資本と金融資産を推計した上で、金融資産部分の目標リスク水準を決定しております。そのため個人の資産構成によっては、想定生まれ年に示されている指数とは違う指数が適合する場合があります。指数の目標リスク水準および資産クラス別比率の決定は、原則として年1回行います。

<マイライフサイクル指数の名称と想定生まれ年>  
 マイライフサイクル指数 1970s 想定生まれ年:1970~1979  
 マイライフサイクル指数 1980s 想定生まれ年:1980~1989  
 マイライフサイクル指数 1990s 想定生まれ年:1990~1999

<マイライフサイクル指数を算出するために参照したeMAXISシリーズ各ファンドとベンチマーク>

●[eMAXIS TOPIXインデックス:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)]東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)(TOPIXといふ)の指数値およびTOPIXの商標は、東京証券取引所の知的財産権であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。

●[eMAXIS 先進国株式インデックス:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)]MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

●[eMAXIS 新興国株式インデックス:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)]MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

●[eMAXIS 国内債券インデックス:NOMURA-BPI総合]NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

●[eMAXIS 先進国債券インデックス:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)]FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)とは、FTSE世界国債インデックス(除く日本)をもとに、委託会社が計算したものです。

●[eMAXIS 新興国債券インデックス:JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)]JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

●[eMAXIS 国内リートインデックス:東証REIT指数(配当込み)]東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。東証REIT指数の商標に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は東証REIT指数の内容の変更、公表の停止または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。東京証券取引所は東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対して、責任を負いません。

●[eMAXIS 先進国リートインデックス:S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)]S&P先進国REITインデックスとは、S&P Dow Jones インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。S&P先進国REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P先進国REITインデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

・2019年7月1日に投資対象ファンドのうち、国内株式、先進国株式、新興国株式のベンチマークを「配当除く指数」から「配当込み指数」へ変更しました。また、先進国リートのベンチマークを「グロス(課税前)配当込み指数」から「ネット(課税後)配当込み指数」へ変更しました。

## eMAXIS マイマネージャー 1970s/1980s/1990s

追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

### ファンドの目的・特色

当ファンドは、ノーロード・インデックスファンド・シリーズ「eMAXIS」(イーマックス)を構成するファンドの一つです。

#### ■ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

#### ■ファンドの特色

**特色1 日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券に実質的な投資を行います。**

・以下のマザーファンドへの投資を通じて、各マザーファンドが連動することを目指している指数に採用されている資産に投資します。

マザーファンド	指数
TOPIXマザーファンド	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
外国株式インデックスマザーファンド	MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株式インデックスマザーファンド	MSCI Emerging Markets Index(配当込み、円換算ベース)
日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA - BPI総合
外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債券インデックスマザーファンド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)
東証REIT指数マザーファンド	東証REIT指数(配当込み)
MUAM G-REITマザーファンド	S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)

・各マザーファンド等を通じて、日本を含む世界各国の株式(DR(預託証券)を含みます。)、公社債および上場投資信託証券(不動産投資信託証券を含みます。)に実質的な投資を行います。

・マザーファンドの組入比率は高位を維持することを基本とします。

※指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式、公社債および不動産投資信託証券の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※DR(預託証券)とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

**特色2 資産クラス別比率は、目標リスク水準に対し期待収益率が最大となるよう決定されます。また、目標リスク水準は時間の経過とともに徐々に減少することを基本とします。**

・目標リスク水準および資産クラス別比率は、原則、年1回見直しを行うことを基本とします。

・当ファンドにおける目標リスク水準とは、ファンドの収益率の振れ度合(標準偏差)の目標値のことをいいます。「人的資本(ここでは、将来各年齢で投資に回せる金額の現在価値)」という考え方をを用いて、「一般的な家庭の総資産(人的資本と金融資産の合計値)」の変動率の振れ度合を一定に保つようになっています。

若いうちは金融資産が少ないものの、「人的資本」が大きく運用可能期間が長いことから、「金融資産」部分で相対的に高いリスク水準が許容される傾向があります。一方で、年齢を重ねると共に金融資産が増加し、「人的資本」が小さくなり運用可能期間も短くなることから、「金融資産」部分で許容されるリスク水準が低下していく傾向があります。そこで、「金融資産」部分の資産クラス別の構成割合を変更することにより調整します。

**特色3 イボットソン・アソシエイツ・ジャパンが算出するマイライフサイクル指数1970s/1980s/1990sに連動する投資成果をめざして運用を行います。**

・ファンドの1口当たりの純資産額の変動率をマイライフサイクル指数1970s/1980s/1990sの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

・国内株式、先進国株式、新興国株式、国内債券、先進国債券、新興国債券、国内不動産投資信託証券、および先進国不動産投資信託証券への実質的な投資割合は、マイライフサイクル指数1970s/1980s/1990sの各資産の構成比率となるように運用を行います。

・マイライフサイクル指数1970s/1980s/1990sは、それぞれ1970年代、1980年代、1990年代生まれの投資家を想定し、特色2記載のルールに則り算出された資産クラス別比率を基に計算された指数です。具体的な指数の算出にあたっては、投資対象の各マザーファンドの連動対象となる指数の長期間にわたるデータを用いて期待収益率、リスク(標準偏差)等をそれぞれ推計した上で最適化(目標リスク水準に対してリターンが最大化される)を行い決定される資産クラス別比率に、下記のeMAXISシリーズのファンドの基準価額(分配金再投資)の騰落率を乗じることで算出されます。なお、指数の目標リスク水準は期間の経過に応じて逡減し、一定の目標リスク水準まで低下した後は、当該目標リスク水準を維持することを基本とします。各指数のリスク水準および資産クラス別比率の決定は、原則として年1回行います。

※マイライフサイクル指数1970s/1980s/1990sとの連動を維持するため、先物取引等を利用し、株式、公社債および不動産投資信託証券の実質投資比率が信託財産の純資産総額の100%を超える場合があります。

#### <参照するeMAXISシリーズのファンド>

eMAXIS TOPIXインデックス、eMAXIS 先進国株式インデックス、eMAXIS 新興国株式インデックス、eMAXIS 国内債券インデックス、eMAXIS 先進国債券インデックス、eMAXIS 新興国債券インデックス、eMAXIS 国内リートインデックス、eMAXIS 先進国リートインデックス

・お客さまの年齢に応じて、目標リスク水準(標準偏差)の異なる3つのファンドをご用意しました。

ファンド名	ファンドが連動することをめざす指数	生まれ年(想定)
eMAXIS マイマネージャー 1990s	マイライフサイクル指数 1990s	1990~1999
eMAXIS マイマネージャー 1980s	マイライフサイクル指数 1980s	1980~1989
eMAXIS マイマネージャー 1970s	マイライフサイクル指数 1970s	1970~1979

・時間の経過とともにリスク・リターンの水準は変化していきます。

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**



# eMAXIS マイマネージャー 1970s/1980s/1990s

追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

## ファンドの目的・特色

### 特色4 原則として、為替ヘッジは行いません。

・為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

### ■ファンドの仕組み

・運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

＜投資対象ファンド＞

TOPIXマザーファンド

外国株式インデックスマザーファンド

新興国株式インデックスマザーファンド

日本債券インデックスマザーファンド

外国債券インデックスマザーファンド

新興国債券インデックスマザーファンド

東証REIT指数マザーファンド

MUAM G-REITマザーファンド

### ■分配方針

・年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## 投資リスク

### ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

<b>価格変動 リスク</b>	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、また、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式や組入公社債、組入不動産投資信託証券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
<b>為替変動 リスク</b>	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
<b>信用 リスク</b>	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
<b>流動性 リスク</b>	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。
<b>カントリー・ リスク</b>	新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

# eMAXIS マイマネージャー 1970s／1980s／1990s

追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

## 投資リスク

### ■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

## 手続・手数料等

### ■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万円当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、香港取引所、香港の銀行、オーストラリア証券取引所、シドニーの銀行の休業日 ・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ（「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」）をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■eMAXIS マイマネージャー 1970s 2060年1月26日まで（2017年10月2日設定）</li> <li>■eMAXIS マイマネージャー 1980s 2070年1月24日まで（2017年10月2日設定）</li> <li>■eMAXIS マイマネージャー 1990s 2080年1月26日まで（2017年10月2日設定）</li> </ul>
繰上償還	各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃されたとき等には、信託期間を繰上げて償還となる場合があります。
決算日	毎年1月26日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。（分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。） 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用対象です。ファンドは「つみたてNISA（非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度）」の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

# eMAXIS マイマネージャー 1970s/1980s/1990s

追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

## 手続・手数料等

### ■ファンドの費用

#### お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

#### お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬) 日々の純資産総額に対して、**年率0.54% (税抜 年率0.50%) 以内**をかけた額  
 ※消費税率が10%となった場合は、**年率0.55% (税抜 年率0.50%) 以内**となります。  
 くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。  
 ※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

その他の費用・手数料 監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンド、新興国債券インデックスマザーファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMU AM G-REITマザーファンドの換金に伴う信託財産留保額・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。  
 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。  
 なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

#### ●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

#### ●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: eMAXIS マイマネージャー 1970s/1980s/1990s

商号	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○